

## 書評

大倉正雄『イギリス財政思想史』日本経済評論社,  
2000年9月発行, xiii+470頁

藤田哲雄

本書は、「ペティに始まる重商主義期の本格的な財政論議」を「歴史的・帰納的分析手法」に基づき吟味し、「この時代の財政思想史の流れを十八世紀第二・四半期まで……跡づける」(v) [( ) 内の数字は本書の頁数を示す。以下同様]。本書は、17世紀末名誉革命期から18世紀前半のウォルポール体制期に至る、イギリス（イングランド・連合王国）における財政思想あるいは財政論——著者に依れば「財政策思想」と言うのがより適切な表現——の歴史を、「古典籍」とりわけその多くは経済学史研究家の間でも馴染みの薄い経済理論家・政治家の手になる政策論・時局論的著作を「歴史的・帰納的」に分析することで、明らかにしようとする野心的な経済学説史研究である。本書では、ペティ William Petty, ダヴナント Charles Davenant, パルトニ William Pulteney, グールド Nathaniel Gould, あるいは、ウォルポール・コンキヤネン Horatio Walpole and Matthew Concanen といった経済理論家・政治家の著した（と推測されている）著作・パンフレットを研究対象として選択する。著者は、「十七世紀以降の固有の重商主義〔すなわち、「外国貿易や海運業の発展ではなくむし

ろ国内産業（製造業・農業）の発展を助長する政策〕(4) が採用された時] 期に推進された財政政策と直接かかわる論議が、政策論争の最前線で展開されている。したがって、その財政論議を検討するならば、政策論的・時局論的性格が濃厚であった十七・十八世紀の財政理論・思想をいっそう詳細に理解でき」(ii) [引用文中の〔 〕内の註記は引用者のもの。以下同様] る、と言う。さらに、本書のように政策論的・時局論的性格の濃い財政論議を扱う接近方法は、経済学理論の歴史の上での大人物を扱った従来の経済学史のそれと異なり、「〔或る見解や学説〕が現実の経済的・政治的世界においてどのような政策史的意義をもったのかということを明らかにすること」(iii) である。加えて、この時局的論議をより深く理解するためには史的背景の理解が不可欠である。著者は、そのためには、経済学史と経済史という「2つの学問領域のあいだの試行錯誤的往反」（経済学史研究家の小林昇の表現）を導きの糸として、この作業を行い、その結果、従来の同種の財政思想史・財政策史的研究よりも内容豊かに彩ったと自負する、おおよそ15年間の著者の研究成果である。具体的には、著者

は近年、欧米の歴史学界で研究成果が相次いで出されている、17・18世紀イギリス財政史研究、例えば、マサイアス・オブライエン Peter Mathias and Patrick O'Brien の18世紀におけるイギリスとフランスとの租税負担の比較研究、ディクソン Peter M. Dickson の「財政革命」Financial Revolution と名付けられた国債制度成立に関する研究、ブルーアー John Brewer の「軍事・財政国家」military-fiscal state 論などを援用して著者の分析を補強している。著者はこれらの諸研究を援用しつつ、1960年代以降の「国家論」への学問的関心を背景に、財政学理論・財政政策論の経済学説史からの研究を進め、わが国の幾つかの研究が冠している「月並みな表題」を持つ本書が、実際は「陳腐な内容をなしてはいない」(i), とその研究成果に自信をのぞかせている。

具体的に内容を見ておこう。「ペティが登場した王政復古期から近代的な財政制度の骨格ができあがった」時期における「財政政策論の展開過程」(v)には四つ局面がある。第一の局面は、「第二次・第三次オランダ戦争を遂行するために必要な戦費の調達方法をめぐって論議された王政復古期。……税制改革を提示したウィリアム・ペティ」(v)がここでは分析対象となる。第二の局面は、「九年戦争を遂行するための戦費調達方法をめぐって論議された名誉革命後の1690年代。この時期の代表的論客は、エクサイズ内国消費税の積極的な採用を基本的な内容とする戦費調達方法を提案した……

チャールズ・ダヴァナント」(vi)であり、彼が対象となる。第三の局面は、2つの対仏戦争（9年・スペイン継承戦争）への戦費調達の必要から生じた「巨額の戦時公債」発行に起因する財政危機とそれに対する財政論議が活発となった18世紀第一・四半期。アーチボルド・ハチスンがこの時期の代表的論客である(vi)。ただし、この第三局面について、本書は深く触れない方針をとっている。第四の局面は、「名誉革命以降の諸政府が継続的に推進してきた赤字財政政策を安定した軌道に乗せるため……財政改革をめぐって……議論が展開された十八世紀第二・四半期。……秀抜なパンフレティアは、……ウィリアム・パルトニ」(vi)であり、彼の著作と彼に対抗して著されたパンフレットがここでの分析の対象となる。この時期の財政論議に一貫してみられる全般的特徴は、「チャールズ2世の治世からジョージ1世の時代までの諸政府が相次いで推進した重商主義政策であった。……この時代の実践的な財政論議は、重商主義と深いかかわりをもって展開された」(vi-vii)。加えて、財政論議は「内国消費税と戦時公債」(vii)に関するものが中心であった。「ただし、戦時公債は王政復古期にはまだ為政者の関心を」惹いていなかつたものであった。

著者に依れば、この期間の財政論議を根底において一貫して方向づけるものは、第一に、「諸政府が相次いで推進した重商主義政策であった。……つまりこの時代の実践的な財政論議は、重商主義と深いかかわり

をもって展開された」。重商主義的政策追求の過程で、あいついで他の国との重商主義戦争が生じたが、「この国〔イングランド・連合王国〕の政府はほとんどいつも戦費を捻出するために多大な精力を傾注した。……王政復古期以降の財政政策は、このような重商主義戦争のための経費を調達することを主な目的にして推進されたものにはかならない」(vii)。第二に、この時代の財政政策論における議論の焦点は特に内国消費税と戦時公債であった。名誉革命以降の対仏戦争に必要な戦費は公債で調達されることになったので、公債ならびに公債発行にかかる元利返済財源として人々の関心が「エクサイズに徐々に」向かった。「エクサイズは、古来より大衆課税としてひどく嫌われ、王政復古期には財政窮迫にもかかわらずその積極的な採用が斥けられた租税」(viii)である。「エクサイズの最初の採用は、長期議会が戦費調達のためにやむなく導入に踏み切った、1643年に遡る」(243)。「王政復古期には、この租税は悪税の代表格として議会でひどく嫌われ、大幅な採用が承認されることはなかった」(243)。エクサイズが公債返済財源として選択・採用されたことは、「重商主義戦争に必要な経費を国民大衆が負担すること」を意味する。「重商主義政策から恩恵を受けることが最も少ない人々が、この政策を根底で支えるよう余儀なくされた」(viii)。なお著者は、別の箇所(295)で「国民大衆」を「一般消費者」と言い換えている。「第三に、この時代の財政論議は、そのほと

んどが政府の赤字財政政策に対する批判を主眼とするものであった」。ただし、「この時代の財政論議は、宮廷在野双方の陣営の論客による論戦だけを通じて展開されたと理解すべきではない。それは、政府による政策の実施（行為）とこれを論難する反政府派の言説（言語）とのやり取りを通じて展開されたものであった」(viii–iv)。第四として、「本書は財政論を歴史的・帰納的アプローチに基づいて多面的に検討」し、「この分野の書物としては特異な性格をもっている」(ix)。著者はこのように「序文」で、研究方法・時期区分を読者に明確に提示している。加えて、著者は、副題として「重商主義期の戦争・国家・経済」を付けることで、本書の研究対象をより具体的に読者に提示しつつ、本書の独自性・優れた点を自ら語っている。

本書は序と4つの章から構成される。「序——本書の課題と方法——」、第1章「ウィリアム・ペティの戦費調達論—「財政・軍事国家」への序曲」、第2章「チャールズ・ダヴナントの財政政策論」、第3章「ウィリアム・パルトニの公債政策論」、第4章「ウォルポール時代の税制改革論争—「宮廷」対「在野」」である。第1章は著者の言う重商主義期の「第一の局面」=王政復古期を扱い、第2章が「第二の局面」=1690年代を、第3章・第4章が「第四の局面」=18世紀第二・四半期を、それぞれ扱う構成となっている。

イギリス財政思想史研究の始点をペティに論点を定めるのは、「近代イギリス資本主

義の形成と深いかかわりをもつ財政思想（財政政策論）史であるが、この形成と直接に関係する学究的な財政論策を最初に本格的に展開したのが」(3)、彼だからである。「イギリスにおいて、近代的な国家財政が本格的に始動したのは、1688年の名誉革命以降のことであった。この革命によって誕生した新政府により、近代資本主義（国内産業資本）の発達を促進する財政政策が初めて推進されたので」(3)ある。「革命以降の（保護主義的）重商主義は、……国内産業の（製造業・農業）の発達を助長することをつうじて、この国の経済力と国力〔財政力？〕とを強化するよう努めた。……[この]過程において、重商主義戦争（mercantilistic war）と呼ばれるライバル諸国との至上権を巡る抗争を伴った。……財政政策が担った最も重要な役割は、重商主義の推進が必然的に伴った戦争を遂行するための戦費を賄うことになった」(4)。ともあれ、「資本主義の形成を促す財政政策」(4)は、名誉革命以降に本格的に推進された。「しかしながら、この財政政策とかかわりを持つ財政論議は、革命に先立つ王政復古期にすでに始められていたといえる」(4)。「……ペティが、この時代に書いた論説においてすでにそのような性質の財政論議をおこなっているからである。しかも彼の論策が名誉革命以降の財政政策に少なからぬ影響を与えていた」と(4)。近代イギリス財政思想史は、名誉革命以降の重商主義財政政策の展開を方向づけたペティを嚆矢にして展開された」(4)。著者はペティの小冊子『賢者は

一言をもって足りる』における財政論を分析し、国債ではなく租税でもって賄う構想に着目する。すなわち、ペティは1645年に導入された月割査定税を戦費調達手段として用いることに、その税が一部の階級に負担を強いることをもって、反対した。彼の税制改革論は、「あらゆる国民がそれぞれの担税力に応じて戦費負担に参加することを要請するような方法である」(27)。すなわち、「資産への課税（土地税・動産税）などと国民への課税（人頭税・エクサイズ）」がそれぞれ、臨時戦費を「3対5の割合で」(33)賄う。このようにペティは戦費を対オランダ戦争に必要とされる戦費を国債に依存することなく、租税で賄う提案を行ったのである。さらにはその際、「内国消費税の大幅な導入を力説したという点では、もっと特異で大胆であった」(34)。この税は導入の経緯からして明らかのように、きわめて不人気な税であり、ペティがこの税を戦費財源として採用することを提案することは大胆なのである。彼は、「経済力と国力についての命題」を見ると、「王室的重商主義者」(42)であるが、彼の税制改革の提案は「国力強化の政策立場から」構想されており、この点では、彼の財政論策は名誉革命以降の財政政策とのあいだに相違はなかった。「国民からその担税力とに見合った租税を余すところなく効率的に取り立てることが出来る徵税機構を確立する」(42)ことで、経済力と軍事力とが繋がるのである。彼の構想は、対外戦争を優位に戦うためには、「戦費を合理的・効率的に調達す

る」こと、戦費をすべての国民がその重荷を担」わせる場合にのみ、合理的・効率的に賄え、「すべての国民から戦費を調達する方法は、大衆課税（消費税・人頭税）を採用することである」（49）。

ついで、第2章では、ペティの政治算術の手法を分析的手法に発展させ継承したチャールズ・ダヴナントの著作とりわけ、『戦費調達論』と『公収入・交易論』を扱う。彼は、「一国の経済力を強化して、その国民の担税力を増強すれば、その国の政治・軍事力の財政的基礎である「公収入」（=戦費財源）もまた増大する」（108），と理解していた。彼は、「この様な「国力の政策」観に基づき、『公収入・交易論』において外国貿易の保護・奨励策を、『戦費調達論』では「眼前の戦争を自国に有利に終結させるための、緊急の国力強化策とも言うべき財政改革（=戦費調達方法の改善）」（108-9）を提案したのである。戦費調達の基本は、(a) 租税の場合、徴税効率性を重視し、「負担が国民全体にできるだけ均等に配分される性質の租税」（109-10）が望ましいとしているが、諸階級の経済力・担税力の格差については看過しており、「大衆課税の容認」と「地主階級への擁護」とを表明している（110）。(b) 外国貿易の発展に悪影響を及ぼす性質の戦費調達は回避すべきであるが、これは「外国貿易（前期的貿易商人）を擁護する政策的・階級的立場から打ちだされた原則」である。(c) 公債政策、とりわけ、長期債によって戦費を調達する政策は「健全財政（均衡主義）の立

場」（110）から、採用すべきではない。著者は、ダヴナントが「租税」（エクサイズ）をその徴税効率のよさを理由に戦費調達として採用した構想を、「大衆課税」の転嫁帰着を看過し、地主階級の立場からする構想と規定し、加えて、彼の「外国貿易商人を擁護する」階級的立場を強調する。ただし、ダヴナントは国内商人階級には批判的な態度を採っている。ダヴナントはこのような観点から、戦費財源として、奢侈品ではなく大衆の必需品に対する課税とも言える「エクサイズ」を挙げる（120）。彼は、「国力強化の政策立場から租税論を展開し、……大衆が節約すること——消費を節減すること——の重要性を説いている」（124）。このことはダヴナントが、「消費力（有効需要）の担い手としての労働者階級の役割という開明的な視角を欠落している」（124）ことを意味する。いずれにせよ、ダヴナントの税制度改革論は、「エクサイズの大幅な採用を主眼とする税制改革をもって……戦争に対処すべきで〔あり〕……現行の国債に代えて、エクサイズを新たな戦費調達手段とすべき」提案であり、それは、「健全財政（年内経費支弁）の政策立場から」打ち出されたものであり、さらに、「地主と外国貿易商人を擁護し、……貨幣所有階級を批判する階級的立場から掲げられた」（131）ものである。もっとも、実際の財政運営は、ダヴナントの構想とは異なり、「不健全財政（=国債中心主義）の政策」（169）であった。しかし、ダヴナントの『戦費調達論』『公収入・交易論』における

「エクサイズ賛美の主張だけは、〔彼の生きた〕ウォルポール時代における国家財政の展開過程にまで、その影響の痕跡をとどめていることが認められるのである」(173)。すなわち、「ウォルポールが……エクサイズ収入を公債利子返済のための基金として用いようとした」(173-4)のである。イギリス政府は、ダヴァナントの健全財政構想と決定的に対立する「不健全財政の財政政策を貫き」ながら、一方で、「国内産業資本の保護・育成を主目的とする保護主義の経済政策を強力に推進」したのである。「すなわち、この政府は保護主義政策の推進が必然的に伴う（重商主義）戦争の遂行に必要な経費を国債の発行によって十分に調達することができたから、経済力と国力の躍進を遂げることができたといえる」(176)。もちろん、そのために、政府は「国債制度を大々的に運用しながら、下層貧民階級をも含むすべての国民大衆の双肩にふりかかるエクサイズを、容赦なく増徴していった」(177)のである。

第3章は学史研究の世界でも殆ど知られていないパルトニを扱うが、この章は「広く「ウォルポールの支配による平和」(Pax Walpolian) という表現で形容されてきた彼〔パルトニ〕の時代」(229)を分析することから、続く4章の「ウォルポール時代の税制改革論争」と重複するところが多い<sup>1)</sup>。「名誉革命の時代以降、国家財政の展開過程

が経済分析の重要な対象領域として、人々の強い関心を集めようになつた……理由は……当時の政府にとって、財政（公債・租税）政策」が「「原始蓄積の契機」として、国家政策上の重要な要因を成していた」(226)からである。この「「固有の重商主義」期の財政学文献」には、「体系的な財政学」を目指す文献と、「政府の政策を理論的に擁護もしくは攻撃」を目的とする実践的な論説とがある。パルトニの著作は後者の典型である(226)。第3章ではパルトニが『国債の状態』で展開した「減債基金」論を中心に、彼の論説が「時局論的な性格の政策論である」ことを考慮して「できるだけ当時の歴史的背景に照らしながら」(229)検討を加える。『国債の状態』執筆の動機は、匿名書『公債論』(1726年)が「イギリスの国債が減債基金の創設にもかかわらず……増大しているという誤った世論を、正す」ことを目的として執筆されるが、この『公債論』の主張を論駁するためであった。この減債基金は17世紀末から18世紀初頭の相次ぐ戦争の過程で増加した累積債務を削減するために、1710年代の一連の法律によって創設された。この基金創設にもかかわらず債務が減少していない世論を説得する目的で『公債論』——マカラック J. R. McCulloch によればイングランド銀行の重役グールド Nathaniel Gould の手になるパンフレットである——が著されること

1) 著者の参照していない内国消費税に関する研究に、Jacob M. Price, *The excise affair revisited*, in Stephen B. Baxter, ed., *England's Rise to Greatness, 1660–1763*, Berkeley: University of California Press, 1983 がある。

になったのである。パルトニの『国債の状態』はこの匿名書の批判ではなく、「ウォルポール政府による公債政策」(261) を批判することにあった。パルトニは「財政政策のうえでは健全財政の立場をとる。彼の政策主張の根底に貫かれているのは、この政策立場であ」り、この立場から「イギリス政府が名誉革命期からハノーヴァ＝ウイッグの時代までほぼ一貫して推進してきた国債中心の不健全な政策を非難するのである」(261-2)。「戦争の終結にもかかわらず、依然として税の重圧から解放されない納税者（国民大衆）を擁護する立場から、健全財政（旧債の完済と新債の停止）の回復を要請している」。「パルトニとグールドとを対立させていたのは、彼らが代弁する階級的立場の相違だったのである」(269)。「彼〔グールド〕も減債基金に補給する必要を認めるものであったけれども、利払い負担の削減によって、換言すれば公債権者の利益の犠牲において、これを行おうとする政府のやり方には、強く反対したのであった」(271)。「『国債の状態』の公債批判論は、政府の赤字政策がもたらした累積債務が原因で生じた社会的諸矛盾に対する現状分析を、その主な内容として展開されている」。「つまり……公債批判論は、減債基金の厳正な運用に基づく健全財政を回復すべきであるという」(280) パルトニの考えが展開されている。パルトニが『国債の状態』で出した結論は、「ウォルポール政府は赤字公債政策を採ることにより、換言すれば減債基金を流用することにより、さまざま

まな不都合な事態を招いた」(287)。注意すべき点は、ここで著者は、「減債基金の厳正な運用」策と「減債基金の流用策」とを対比させ、前者を「健全財政」後者を「赤字公債政策」と呼んでいることである。したがって、通常用いられる「赤字公債政策」の意味、すなわち、「歳入不足を補うために発行される公債」と大きく乖離した・別の意味を含ませた用語法に依拠していること。「ウォルポールの財政政策は政治的な意図をも孕んだ、党派的・階級的色彩の濃い政策でもあった。なぜなら、この政策によって利益を得た人々（金融業者・役人）こそは、この政策を積極的に支えた三大カンパニーとともに新興貨幣所有階級として、マネド・インタレストハノーヴァ＝ウイッグ政権の支持基盤をなすものだったからである」(287-8)。このようなパルトニの批判にもかかわらず、「ウォルポールが赤字公債政策を成功に導くことができた大きな要因が、基金制度の創設にあった……が、……租税制度の変化があったことが看過されてはならない」(295)。「政府は18世紀に入り、効率的な徵稅機構を確立するために、……大蔵省が統括し、専門的役人が組織的に運営する、中央集権的システム」を導入するが、このシステムは「王政復古期にすでにその枠組みが出来上がっていた」(295)。加えて、「内国消費税」を柱とする新たな租税制度の構築である。結局、「ウォルポールの財政政策が孕んでいた矛盾、つまり、赤字公債政策は国民大衆が税負担に参加してこの政策の犠牲とならない限りは成功しないということを、

先頭に立って人々に知らせようとしたのがパルトニだったのである」(297)。

第4章「ウォルポール時代の税制改革論争」は他の章と幾分異なり、ウォルポール時代の税制度改革構想とそれに対する批判を、社会経済史的研究の近年の成果をふんだんに取り入れ分析する。具体的には、ウォルポールの財政政策、さらには塩税復活・エクサイズ課税などの税制改革を扱う。「この時期に財政の分野の著作が数多く刊行されたことは、名誉革命以降の諸政府が推進した政策と深いかかわりがある。当の革命で誕生した新政府は、赤字公債政策(=重商主義財政政策)を開始した。以後ほぼ一世紀に及んで推進されることになる、この新規な政策をめぐって、政策的・党派的・階級的立場を異にするさまざまな論客が、熱烈な財政論議を展開したのである」(319)。著者は、名誉革命以降の政府が「赤字公債政策」を「ほぼ一世紀に及んで推進」したとしているが、この点は後に実際のデータとつきあわせて著者の意図を検討してみよう。「名誉革命の新政府が最初に直面した財政上の大きな課題は、戦費調達の問題であった」(320)。「17世紀90年代におけるその生誕に始まり、7年戦争前夜にその熟成をもって終わる、この長期債を包摂した〔戦費調達を効率的に行うモンタギュの考案した〕新財政システムの興隆を、〔財政史家ディクソンPeter M. Dicksonは〕「財政革命」と呼んだ」(321)。しかしこのモンタギュの導入した新しい戦費調達システム(「財政革命」)の「方策を可能にした不可欠

の要因として、租税が公債の僕として果たした役割があった」(327)。「フランスとの新たな戦争を優勢に戦うには、国庫への十分な補給を可能とする効率的な租税制度を確立して、公信用を安定させる必要があった」(327)。税制改革が次の政策課題となる。すなわち、「地租を柱とする旧来の制度からエクサイズを基軸とする新たなそれへの改変である」(327)。こうして、エクサイズと言う「大衆課税は公債の僕としての役を買われ、一挙に拡大されたわけである」(328)。「ユトレヒト和平の到来は、財政史と財政思想史の歩みのうえにも新たな局面を切り拓いた。二つの対仏戦争を経て背負い込まれた膨大な債務を償還すべきであるという点に、大きな関心が向けられるようになった」(331)。すなわち、それまでの財政上の課題である戦費調達から、平和時に入り債務の償還が財政上の課題に代わったのである(331)。かくして、スタナップ内閣は1716年に減債基金を創設したが(331)、「旧債を元利ともども全面的に償還して健全な財政状態を回復するには、あまりにも多額の経費(国債償還費)が必要であること」(332)が判明したのである。こうして、「スタナップの諸内閣は、赤字財政の政策立場から、主に2つの改革を行った」(332)。すなわち、長期債の無期債化と基金制度創設である(332-34)。「政府は基金制度の確立により、公債権者からの信頼を強め、公信用を安定した状態に保つことができるようになった」(334)。留意すべき点は、ここで著者は「元利ともど

も全面的に償還した」状態を「健全な財政状態」と呼んでいること。このような財政運営上の変化の中で、ウォルポールの塩税復活を巡る論争、さらにはエクサイズを巡る論争が起きる。ウォルポールの税制改革構想は、パルトニの激しい批判を浴び、実現されなかった。ウォルポール内閣自体も1742年に瓦解した（398）。ただし、ウォルポールが「国力・軍事力の強化に直結する赤字政策を推進したのは、……熾烈な霸権戦争が再開される直前にあたる時期であった」（399）。「霸権の獲得を求める膨脹主義……からすれば……軍事力の強化を可能にする財政政策を推進したことは、妥当であった」（399）。「この国の政府が健全財政（=租税中心主義）への転換を見せ始めるのは、周知のように十八世紀の最末期〔ピットの所得税が導入された時期〕に至ってからのことであった」（398）。著者は、ここでは国債が完済されない状態にもかかわらず、戦費財源を「租税収入」に依拠する財政を「健全財政」と呼んでいる。ともあれ、「国民大衆はピットが所得税（income tax）を導入する1799年まで、宮廷の支持階級に代わって税を負担することとなった」（402）。ウォルポールは、「エクサイズを効率よく確実に徴収するために、徴税機構の改善と整備にも力を注いだ。その結果、この租税の徴収を任務とする消費税当局は著しく拡大され、非常に多くの収税吏を擁する最大規模の税務当局となった。しかもそれは、当該分野に通曉した専門的役人によって極めて効率よく運営された、近代官僚制的な行

政組織でもあった」（403）。こうして、著者はウォルポール内閣期の租税制度改革・財政運営の手法を検討し、重商主義期の財政政策を次のように総括する。「名誉革命以降の固有の重商主義は從来……「国民的利益」を促す政策であった、と理解されてきた。……このような解釈には疑問を抱かざるをえない……。〔最近の研究の研究が明らかにしたところに依れば〕固有の重商主義の一翼を担った赤字財政政策は、特定の階級（地主・金持ち）の利益を重んじる独占的・利己的な、……国民大衆のそれ〔利益〕に反する不公正で不公平な性格の濃い政策であった」。「在野の論客が財政論議を通じて浮き彫りにしたのも、重商主義が孕むこのような不合理な階級的性格であった」（410）が、「当の重商主義が国内産業資本の発達を奨励する政策であったという、この理解自体には、疑問の余地はない」（406-7）。「軍需品を扱う諸部門（武器・船舶・食料品など）が好戦的政策の推進から直接に利益を得た」（436、註332）が、「大衆消費課税は、労働価格を騰貴させて、工業製品の海外進出を阻む要因となっていたかもしれない」（407）。また、「公債政策によって生じたクラウディング・アウトの問題」がある。「公債の大量発行により多額の資金が市中から流出したので、資本形成のための民間投資は抑制されたであろう」（408）が、「製造業がこの重商主義から直接に大きな影響を受けたのは、この政策体系が包摂する財政政策以外の諸政策（貿易・植民地政策）であったから」、「国内製造業が固有

の重商主義から受けた影響を、国家財政の領域にのみ限定して検討するのは妥当ではない」(408)。著者は「重商主義」が「国内産業資本」の発展を奨励したことを強調してやまないとともに、「エクサイズ」課税による国民大衆(=一般消費者)の租税負担の増加があったとして、従来のわが国の「固有の重商主義」理解、すなわち、重商主義政策は「国民的利益」を促す政策であったという理解に変更を求め、本書を終えている。

ここまで引用文を多用しながら、本書を構成する全4章の内容を明らかにしてきた。著者は各章に100から300にも及ぶ膨大な数の脚注を配して、これまでわが国は杉山忠平の研究をのぞき本格的な研究がなかった名誉革命以降の幾多の財政論議を経済学史の立場から詳細に分析し、この時期の財政思想・財政政策の俯瞰図を読者に提示している。本書は、著者の自信に満ちあふれた序文に垣間見られるように、極めて意欲的な研究と評価されるとともに、今後この領域の研究を行う際の必読の文献となるであろう。本書は、随所に見られる「経済史」と「経済学史」との「試行錯誤的往反」によって、これまでの諸研究とは異なり、豊かに彩られていることも確かである。経済史と経済学史との「試行錯誤的往反」と一言で簡単に言えるものの、屡々陥る誤りは周辺・隣接領域の「標準的」研究成果・学説を援用したにもかかわらず、その研究・学説がその分野では既に陳腐化しており、引用者がそれを知らずに言及・援用

するケースである。著者はこの主観的・悲喜劇的「試行錯誤的往反」から逃れており、最近の研究成果を著者の領域である「経済学史」研究に注意を払って摂取している。しかし本書は、経済学説史研究であると同時に財政学説史研究でなくてはならない。換言すれば、財政学の標準的テキストで用いられる「概念」を用いながら、「意味」内容は、著者独自の、しかも財政学のテキストと大いに異なるものであることは許されないのである。

ここで著者の政策論議を分析する際の論理、基準について触れておこう。まず、著者が分析の対象としたこの時期の国家財政が抱えた最大の課題は著者自身明確に記しているように「戦費調達」である。また、本書を注意深く読むと、研究対象の時期は「平時」——と言うより、次の戦争への準備時期——と「戦時」とに分けることができる。したがって、著者は「戦時財政」と「平時財政」との入り混じった財政政策の歴史を扱っていることになる。著者はこの時期の財政運営・財政政策論(政策主張)を、「健全財政」対「不健全財政」「赤字財政」(あるいは「赤字公債」)という二項対立的概念を「鍵概念」として用い分析している。著者は「平時財政」を扱う第4章で、戦時に累積した国債を償還することが大きな財政上の問題となったことを記し、戦時財政と平時財政との相違を指摘しているものの、戦時財政あるいは平時財政がどのような原理・原則で運営されているのかを明らかにしていない。著者は全編にわたり戦費財源

を公債に求めることを「赤字公債政策」・「不健全財政」と呼んでいるように、「平時財政」の基準・原則——19世紀以降に確立された財政運営原則である「健全財政 sound finance」「赤字（公債）財政」を用いているのか否かは不明——を財政目的の全く異なる「戦時財政」に、しかも17・18世紀の「戦時財政」に適用し・計っているのである。著者は、戦費を国債で調達する手法を「不健全財政」と規定している（「不健全財政（＝国債中心主義）」）が、戦費調達財源を租税に求めるのか、借り入れ（国債）に求めるのかの政策論議の評価を、前者を「健全財政」、後者を「不健全財政」という二項対立的表現を用いている。しかも、「健全財政」には「均衡主義」（110）、「年内経費支弁」（131）、「健全財政（旧債の完済と新債の停止）」（269）、「租税中心主義」（398）のそれぞれ意味の大きく異なる用法がある。もっとも「減債基金の厳正な運用に基づく健全財政」（280）のように「健全財政」を、国債の存在を前提とした減債基金の運用策を指すものとしているが、この用法は、「健全財政（旧債の完済と新債の停止）」（269）と明らかに論理的に対立する。また、「不健全な」政策は、「累積債務のすみやか償還をもとより断念した、不健全な政策質な立場」（293）のように、「戦費の借入金による調達方法」と「債務返済のなされない状態」の、2つを指す用語として使用されている。加えて、「赤字公債政策」は、戦費財源を公債に求める政策から、「減債基金の流用」（287）策、「重商主義

財政政策」（319）まで包含し、著者はこれにも極めて広範囲な、財政学のテキストにもない逸脱的意味——と言うより明確な概念規定がない！——をもたせ、「政策論議」をこれら多義的基準で評価している。しかしなぜ、「減債基金の流用」が赤字公債政策なのであろうか。著者は「名誉革命以降の諸政府」が「ほぼ一世紀に及んで」「赤字債政策」を推進した（319）としているが、近代イギリス財政に関する財政数字を最初に纏め、『ダヴナント Charles Davenant 著作集』の編者でもある、Charles Whitworth, *A Collection of the Supplies and Ways and Means*, 2nd ed., London: R. Davis, 1765 や B. R. Mitchell & P. Deane, *Abstract of British Historical Statistics*, 1962 によっても、戦時はとかく平時における財政政策は財政学の標準的テキストに規定される「赤字公債政策」ではない。この意味では、著者が経済理論家の財政論議を評価する際の「鍵概念」として繰り返している「健全財政」「不健全財政」「赤字公債政策」「赤字財政」には明らかに問題がある。ちなみに、標準的テキストでは、「赤字財政とは公債発行や借入金に依存して、歳出をまかなっている財政をいう」（『経済学辞典』岩波書店、第3版）。「一般的歳入不足を補うために発行される国債を赤字国債あるいは歳入補填国債という」（『体系経済学辞典』東洋経済新報社、第6版）。「公債の発行や借入金に頼らず、財政収支を均衡させている財政を健全財政という」（『経済辞典』岩波書店、第3版）。しかしながら著者は次のように言

う。「パルトニの主張するところによれば、政府は対仏戦争の終結とともに、年々の経常経費をすべて租税収入によって賄い、それを年内のうちに支弁するという、租税中心の健全な財政政策に転換しておくべきだった。もしそのような転換をはかっていたならば、減債基金は流用されることなく、旧債は着実に返済されていったであろう」(267)。「旧債を元利ともども全面的に償還して健全な財政状態を回復するには、あまりにも多額の経費（国債償還費）が必要であること」(332)が判明したのである。著者は「租税中心」「年内支弁」「旧債の完済と新債の停止」状態を「健全な財政」「健全財政」と呼ぶ一方で、別の箇所では、戦費財源が所得税に求められた1799年以降、「この国の政府が健全財政（＝租税中心主義）への転換を見せ始めるのは、周知のように18世紀末に至ってからのことである」(398)，としている。著者は18世紀末にはイギリスの国債残高が巨額に達していたにもかかわらず、戦費財源が所得税に求められたことをもって、換言すれば、財政運営全体の評価ではなく個別の財源=戦費確保策によって、その政策を「健全財政（＝租

税中心主義）」という評価を下している。いずれにせよ著者の用いる財政学の基本的概念は多義的逸脱的意味を有するばかりでなく、用いられる箇所でそれぞれ意味が大きく異なっている。

ついで、この時期の戦費が国家財政上に占める位置そして国家財政さらには近代國家形成に与えた影響を、著者が触れていない「軍事革命」*Military Revolution*を検討することから明らかにしておこう。ヨーロッパ諸国の戦費は絶対王政末期からの「軍事革命」の結果急増し、各国は財政破綻の瀬戸際に立たされていた<sup>2)</sup>。絶対王政期の島国イングランドの場合、軍事革命の財政への影響は他のヨーロッパ大陸諸国に比べて低いと言われるが、名誉革命以降、イングランド・連合王国の歳入に占める戦費比率は急激に増加し歳出の大半を占め、かつ歳出自体急速に膨脹した<sup>3)</sup>。この時期の国家財政はイングランドを含め、平時においては小規模であるにも拘わらず、戦時に至るや戦費のためにその財政規模が一挙に膨張し、通常（＝平時）の財政では対応できない事態が出現し、国家の機構それに伴っても大きく変貌したのである<sup>4)</sup>。その

- 
- 2) Geoffrey Parker, *The emergency of modern finance in Europe, 1500–1730*, in Carlo Cipolla, ed., *The Fontana Economic History of Europe*, vol. 2, Glasgow: William Collins Sons, 1974.
  - 3) John Brewer, *The Sinews of Power, war, money and the English state, 1688–1783*, New York: Alfred A. Knopf, 1989; Henry Rosevear, *The Financial Revolution 1660–1760*, London: Longman, 1991.
  - 4) Charles Tilly, ed.; *The Formation of National States in Western Europe*, New Jersey: Princeton UP., 1975; Charles Tilly, *Coercion, Capital and European States, AD 990–1992*, Oxford: Blackwell, 1992; M. C.'t Hart, *The Making of a Bourgeois State*, Manchester: Manchester UP., 1993; Clifford Rogers, ed., *The Military Revolution Debates*, Boulder: Westview Press, 1995; J. S. Wheeler, *The Making of a World Power*, Thrupp: Sutton Publishing, 1999. ティリーは、「戦争が国家を作り、国家は戦争を生み出した」と、近代国家と戦争との密接な関係を指摘する。

戦費調達の際に最も優先されることは、より効率的・経済的に大量の資金を一挙に・かつ継続的に調達することであるが、この時期の国家が関心を示したのは、「歳入調達」であって、「経済成長」ではない。国家が、「歳入調達」と「経済成長」のいずれか一方を選択しなくてはならないときには「歳入調達」を選択する<sup>5)</sup>。

この時期の財政にとっての最重要事は、本書のテーマでもあるように、戦費を調達する際の諸条件を満たす最適な財源を見出すことであり、国家の財政政策はこの点に最優先権をおいていたのである。この意味では、戦費財源としての借入金は、仮にその調達コストが低ければ、すなわち、公信用が高く低金利の状態（=有力な貸し手の存在、あるいは債務不履行の回避のための制度的保証＝議会による利払いの保証）であれば著者の言うように「不健全財政」ではない。イングランド・連合王国はイングランド銀行の創設によって戦費財源の確保と、借入金の金利負担の軽減を実現させ、1715年以降、減債基金の創設によって金利負担を更に低下させることができたのである<sup>6)</sup>。その際、重要なことは著者の研究にあるように戦費財源あるいは元利返済財源として租税を選んだ場合、その租税は徵稅

効率の高いものでなくてはならない。内国消費税や所得税がかかる役割を担わされたのはその税の持つ徵稅効率、歳入調達力にその理由がある。この点は著者がペティやダヴナントから引用している文からも窺える。ちなみに、ピットの所得税に潜む問題点は、財産総額の申告が納税者に要求されることから徵稅忌避が頻発し、十分な徵稅結果を生み出すことが出来なかったことがある。そのため、1802年に所得税は廃止され、その後二度と採用されることはなかった。なお、著者は「その後、〔所得税は〕1802年と1816年には廃止された」（434、註314）と記しているが、著者は1803年にアッディングトン Henry Addington によって導入された徵稅効率の高い源泉徵收型所得税と1799年のピットの申告型所得税とを混同している。1816年に廃止されたのはアッディングトンによって導入された所得税であり、1842年に再導入された所得税もやはり源泉徵收型所得税である。さらに興味あることは、イギリスの所得税は徵稅組織としては地租委員会 Land Commissioners の組織を継承しており、セリグマン Seligman はイギリス所得税成功の秘密の一因をこの源泉徵稅制度、徵稅組織に求めている<sup>7)</sup>。公債が国家財政あるいは国民経済にとって

- 5) Bruce C. Carruthers, *City of Capital: politics and markets in the English Financial Revolution*, New Jersey: Princeton UP., 1996, p. 16. この指摘は、「国家は歳入を最大化することを目指す」とする Margaret Levi, *Of Rule and Revenue*, Berkeley: University of California Press, 1988 に従ったもの。
- 6) 利子率は、1690年代の10%台から1710年代には3%台に低下したのである。cf. Peter M. Dickson, *Financial Revolution, a study in the development of public credit 1688–1756*, London: Macmillan, 1967, esp. ch. 19 & appendix.
- 7) Edwin R. A. Seligman, *Income tax*, 2nd ed., London: Macmillan, 1914, p. 216.

巨額なものになれば、公信用を高く維持し利子率を下げるためには徵稅効率の高い租税をもって利払いあるいは元金償還にあたり、債務不履行を国家的規模（＝議会）で回避するしかない。その際、税の転嫁帰着の実態に政策的優先はおかれない。著者自身、第3章でウォルポールの財政運営策の成功に触れ、「基金制度」と「効率的徵稅制度」を挙げている。

「軍事革命」そして相次ぐ戦争によって齎された名誉革命以降の権力構造の変化と関連して一言。「この間接消費税は税痛を伴うことなくほとんど無意識のうちに支払われる」とから、——議会のもつ歳入への抑制力（財政的議会主義）を無視して——永久課税となりやすい」（133），とあり、名誉革命以降議会が財政運営に強力な権限を発揮したことが記されている。ただし、議会は政府の戦費調達要請を拒否したことではない。むしろ名誉革命以降、議会（庶民院）が政府の作成した予算案の審議に積極的に参画することによって、租税徵収に対する納税者の批判を押さえ込むことが可能となる一方で、議会が国債の利払い保証を行うことで債務不履行を回避し、その結果、公信用は一段と確かなものとなる<sup>8)</sup>。議会の役割が名誉革命以降、合意調達機構の決定的役割を担ったことは明らかであり、それゆえ

政府は議会の同意を得ることでより安定的に税収を確保することが出来るのである。その代償として政府は議会に予算関係資料（『議会報告書』）を提出し、財政の実態を開示した。議会の強大な権限と戦費財源の確保は同時進行であった<sup>9)</sup>。

近年の歴史学界が租税徵収制度に关心を寄せる背景には次のような理由がある。著者が引用するマサイアス・オブライエンの研究は、18世紀イギリスの「産業革命」が実態として極めて低い経済成長に過ぎないことが明らかとなり、したがって、18世紀の第2次英仏百年戦争におけるイギリスの勝利要因をかつてのようにイギリスの経済成長とそれを支えた産業革命・経済力に求めることが出来なくなったことを前提としている。18世紀のフランスは領土、人口の点でイギリス（連合王国）に勝り、文字通りヨーロッパの最強国であった。それゆえ、イギリスの軍事的勝利の背後にある国家の財政力（歳入調達力）を改めて精査する必要が生じ、その結果、イギリスの租税負担は、封建末期・絶対王政の求める租税負担に押し潰されていたというイメージのあるフランスのそれよりも高いという結論に至った。「1660年から1815年まで、イギリス中央政府の徵稅額が増大したのは、経済成長ではなく、政治・行政運営の

8) この点は、ディクソンやブルーアーの研究、あるいは Margaret Levi, *Of Rule and Revenue*; V. Braithwaite and Margaret Levi, eds., *Trust and Governance*, New York: Russell Sage Foundation, 1998 が明らかにしている点である。

9) 著者の用いていない『議会資料』に、17世紀末からの国債に関する資料がある。British Parliamentary Papers, 1898 (c. 9010) lii, History of the Funded Debt from 1694 to 1786; British Parliamentary Papers, 1890–91 (c. 6539) xlviii, Report of the Proceedings of the Comm. of the National Debt from 1786 to 31 March 1890.

成功によって課税ベースがゆっくりと拡大していたことによる<sup>10)</sup>。また、ディクソンの研究はイギリス（イングランド・連合王国）が17世紀末以降、それまでの短期借り入れに代わって長期借り入れ（国債制度）を創設・採用し、第2次英仏百年戦争で勝利する財政的基盤（資本市場を前提とする国債制度）を築いた過程を明らかにしたのである。ブルーアーそしてオブライエンは、国債制度が確立され、国家が資本市場において低金利で充分な借入金を調達可能な状態であるためには、徴税効率の高い税（内国消費税・所得税）の存在と優れた徴税組織が必要であるとしてディクソンの研究を批判したのである。いずれにせよ、第2次英仏百年戦争におけるイギリスの勝因をイギリスの経済力それ自体にではなく、国家の財政力・戦費調達能力とそれを支える徴税・査定組織に求めざるを得ないのである。近代ヨーロッパ租税国家成立に関する近年の研究、あるいは租税負担の実態を含めた租税史研究は国家の財政力と国家の経済力を単純に同一視することはない。

ついで、租税政策を考察する際の著者の分析基準について触れておこう。著者は「階級」によって異なる租税負担のあり方、あるいはより広く、租税によって受け取る経済的利益・不利益の量を、租税政策を評

価する際の最も重要な基準としているが、その「租税転嫁」「租税負担」は理論的に引き出されたものであり、著者がこの時期の租税負担の実態を統計的実証的に分析した結果に基づいたものではないのである。また「階級」も生産手段の所有に基づく分類ではなく、「貨幣所有階級」「地主階級」「産業資本」「労働者階級」などのより実態に近い分類が設定されている。加えて、税の特定「階級」への転嫁帰着を基準とした政策の性格規定＝政策の階級的立場の析出が行われ、租税転換論と政策の「階級」的立場とがリンクされている（政策の階級的性格）。ちなみに、この分析手法はわが国では馴染みのものである。近年のヨーロッパ歴史学界における租税研究は租税負担の分析の際に統計資料の整備を行ったうえで税負担の実態を分析するが、著者のそれは、「理論レヴェル」、それも、研究対象の経済理論家・政治家の主張する「租税論」に依拠した「転嫁帰着」論である。例えば、内国消費税すなわち大衆課税という理解は正しいのであろうか。オブライエンが論文「イギリス税制のポリティカル・エコノミー」で強調したのは、この理解が大きな問題を抱えているという点である。「間接税の負担者と影響は、政府が選択する商品とサービス次第で変化することは言を俟たない<sup>11)</sup>」。

10) パトリック・オブライエン、秋田・玉木訳『帝国主義と工業化』ミネルヴァ書房、2000年、173頁。

11) オブライエン『帝国主義と工業化』177頁。同様に、O'Brien, *Public finance in the wars with France 1793–1815*, in H. T. Dickinson, ed., *Britain and the French Revolution 1789–1815*, Basingstoke: Macmillan, 1989, esp. p. 169.

近年の17・18世紀ヨーロッパにおける財政史研究は戦争・戦費調達との関連で、財政政策、租税制度史研究さらには国家形成史研究を進めているが、わが国では著者のように（固有の）重商主義期の財政政策・租税政策を「産業資本の保護育成」政策との関連で扱う傾向にある。著者は、重商主義期の「財政政策が担った最も重要な役割は、重商主義の推進が必然的に伴った戦争を遂行するための戦費」(4) 調達にあるとしながら、一方で「近代資本主義（国内産業資本）の発達を促進する財政政策」(3) が名誉革命以降の諸政府によって採用され、「当時の政府にとって、財政（公債・租税）政策」が「「原始蓄積の契機」として、国家政策上の重要な要因をなしていた」(226)，換言すれば「資本主義の形成を促す財政政策」(4) が採用されたと見なしている。著者は、このように、重商主義期の財政に対して、従来からわが国で支配的な考え方である（a）資本主義形成（国内産業資本の発達）の役割に加えて、（b）戦費調達の役割を付加し、財政政策に2つの役割を担わせている。著者は、この重商主義戦争で直接利益を得た製造業の部門として「軍需品を扱う分門（武器・船舶・食料品）」(436, 註332) があるとしている。しかし、重商主義戦争から直接利益を得た製造業の分野が少ないと著者は、「国内製造業が固有の重商主義から受けた影響を、国家財政の領域にのみ限定して検討するのは妥当ではない」(408)，と結論する。こうして、重商主義期の財政政策と国

内産業資本との関連についての著者の考えは、本書の至る所で示される明確な断定的主張と巻末の曖昧な結論との間を揺らいでいる。

重商主義政策は「産業資本の保護育成」にあると言う著者の理解にもかかわらず、本書が研究対象とする時期のイギリス（イングランド・連合王国）は公債と租税に依拠しつつ長期の戦争を遂行するが、その過程で公債を主力商品とする金融市場を育てることになる。その際に重要なことは、公債制度の発展によって、市中の資金が大量に公債に吸収され、その結果、民間の資金需要に応えられない現象が生じる。いわゆるクラウディン・アウトである。この問題は僅かに第4章で扱われているに過ぎない（176頁ではクラウディン・アウトの問題は全く意識されていない！）。加えて、公信用制度あるいは「公債市場」の信用は公権力の保護によってはじめて維持可能といえる。議会による債務返済の保証・債務不履行（デフォルト）の回避あるいは公債保有者に対する租税上の優遇の措置がそれである。これらは国家による「金融利害への保護政策」ではないのか。「固有の重商主義期」——著者が頻繁に使用するわが国の経済学史・経済史研究家が築き挙げた歴史的概念——の国家は、「国内産業（製造業・農業）の発展」を助長することのみであったろうか。実際、著者も本文で認めているように名誉革命以降、大規模な国債発行はイングランド銀行を含む金融利害と国家財政政策担当部局との緊密な関係、相互

の情報の交換・伝達なしには不可能な作業であった<sup>12)</sup>。

膨大な「古典籍」、しかもわが国では殆ど紹介されていない膨大な量の稀観書・パンフレット類を一点一点丁寧に読み解くだけではなく、最近の欧米諸国の莫大な文献のみならず、同時代人の著した膨大な文献を研究対象の周辺に鮮やかに・縦横に配置し、名誉革命以降におけるイギリス（イングランド・連合王国）の財政論議を浮き彫りにした著者の驚嘆すべき博引傍証に心底圧倒されるとともに、著者長年の成果に心から敬服せざるをえない。その一方で、わが国の戦後歴史学の研究成果と理論とに依拠しつつ、同時に最近の欧米歴史学の研究成果を大幅に援用・導入した本書は、わが国の歴史学と近年の欧米歴史学界における new fiscal history<sup>13)</sup>との間に厳然と存在する理論的前提の決定的な相違について明示的に言及していない。そのため、本書には引用された最近の欧米の研究と著者の認識との明らかなずれが随所で露呈してお

り、著者の考えが何処にあるのか明確でない箇所が散見される。

最後に、些細な点として、独立した論文であれば気にならないのであろうが、本書が半世紀という短い時期を扱い、かつ長期にわたり書かれた複数の論文を一書に纏めた著作であるために、各章の冒頭・結論の箇所に配置されている歴史的背景・展望についての記述が再三にわたり長々と繰り返され、内容が至る所で重複していることは否めない。書誌的事項について一言。著者は William Pulteney, *An Enquiry into the Conduct of our Domestick Affairs, from the year 1721, to present time...*, London, 1734 を69頁としている（314、註190）が、評者の手許にある William Pulteney, *An Enquiry into the Conduct of our Domestick Affairs*, London: H. Hains, 1734 は68頁で終わっている。単純な誤記あるいは版によって頁数が異なっているのかは不明である。

- 
- 12) これについては、H. V. Bowen, *The Bank of England during the long eighteenth century, 1694–1820*, in R. Robert and D. Kynaston, eds., *The Bank of England, money, power, & influence 1694–1994*, Oxford: Oxford UP., 1995; Ronald Michie, *The London Stock Exchange, a history*, Oxford: Oxford UP., 1999. 大倉は、Larry Neal, *The Rise of Financial Capitalism, international capital markets in the age of reason*, Cambridge: Cambridge UP., 1990 を用いながらも、「金融利害」の分析が手薄である。
- 13) 近年における欧米歴史学界における「租税史」「財政史」研究の進展には目を見張らされる。P.-C. Witt, ed., *Wealth and Taxation in Central Europe*, Leamington Spa: BERG, 1987; P. Hoffman and K. Norberg, ed., *Fiscal Crises, Liberty, and Representative Government 1450–1789*, Stanford: Stanford UP., 1994; M. Ormrod, M. Bonney and R. Bonney, eds., *Crises, Revolutions and Self-sustained Growth*, Stamford: Shaun Tyas, 1999; R. Bonney, ed., *The Rise of the Fiscal State in Europe c. 1200–1815*, Oxford: Oxford UP. 1999.